

平成21年度「まちなか再生総合プロデュース事業」の募集について

ふるさと財団は、まちなかの再生を支援すべく、昨年度に引き続き「まちなか再生総合プロデュース事業」を実施し、当事業に取り組む市町村を以下の通り募集します。

なお、事業の趣旨、事務内容等の詳細については「実施要綱」をご参照下さい。

1 事業概要

①個々のケースに即した専門家チームのコーディネート

②専門家チームとの契約に対する費用補助

③委員会による事業進捗のモニタリングとレビュー

2 補助対象者

まちなか再生事業全体の総合的な企画・調整・統制などを行うことにより、中心的に事業を遂行する専門家「まちなか再生プロデューサー」及び、専門分野の違う具体的・実務的ノウハウ等を有する複数の専門家「まちなか再生支援専門家チーム」を選定し、まちなか再生に取り組む市町村。

※まちなか再生の主体が、商店街振興組合など市町村とは別の組織であっても、市町村として積極的に取り組む事業を対象とします。従って、市町村が事業の申請を行ってください。

3 補助対象業務

①市町村がまちなか再生事業の推進を目的として、プロデューサー等と契約を締結するものであること。

※当事業でいう「まちなか再生」とは、まちなか空間の施設整備・環境改善・維持管理、まちづくり会社の設立、地域資源のプロモーション、交通問題の解決及びまちづくりに要する資金調達等を行うことにより、まちなか空間における定住人口と交流人口の増大を図ることをいいます。

②まちなか再生の観点から、事業実施に係る実質的成果を期待できるものであること。

③市町村とプロデューサー等との連携を円滑に行う体制の整備等、効果的に実施されるような仕組みを有するものであること。

④市町村が継続的なまちなか再生を推進するために行うものであること。

⑤他の市町村におけるまちなか再生のモデルとなり得るものであること。

⑥独立行政法人、地方独立行政法人及び当財団以外の他の公益法人から補助対象業務に係る補助金等を受けないものであること。

※当事業の趣旨から、以下のような内容については、採択の可能性が低いものとお考え下さい。

- ・市町村の中心となる地区以外の事業。
- ・まちなか再生の主体となる組織、市町村の体制が整っていない事業。
- ・プロデューサー等に求める課題が明瞭でない事業。
- ・関係者向け勉強会に留まる事業及び単なる調査事業、研究事業、イベント事業など、実質的、継続的でない事業。
- ・他の団体（当該県・市町村は除く）等から類似の補助金等を受けている事業。類似の補助金等とは補助対象区域内において、専門家派遣の支援が含まれるものをいいます。

4 補助内容

①補助件数

6 市町村程度

②補助金

1 0 0 0 万円以内／団体（補助率 2 / 3 以内）

③補助対象期間

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間

④補助対象経費

まちなか再生支援専門家チームの個々の専門家との契約金額の総額

⑤継続補助

継続補助を前提としない

※市町村負担となる補助率 2 / 3 以外の部分について、市町村の予算措置が必要です。

※市町村とプロデューサー等との契約に対して補助します。市町村以外とプロデューサー等との契約は補助対象外です。

※継続補助を前提としませんが、当該事業の来年度予算状況により、実質的成果があり、必要と認められる場合は、継続補助が認められることもあります。

5 申込方法

①事前申請手続

補助金の交付を受けようとする市町村は、下記(1)～(3)の書類を財団に提出してください。

(1) まちなか再生総合プロデュース事業補助金交付申請書(様式第 1 号)

(2) まちなか再生総合プロデュース事業調書(様式第 2 号)

(3) その他参考となる資料

※財団へ直接提出していただいて構いませんが、その場合は別途都道府県への報告を要します。

※申請様式は、地域総合整備財団ホームページ (<http://www.furusato-zaidan.or.jp/>) または、まちなか再生ポータルサイト (<http://www.machinakasaisei.jp/>) よりダウンロードできます。

※様式各号については電子データ（メール添付可）での提出もお願いいたします。
※その他参考となる資料として、様式第2号を補足する報告書・計画書・パンフレットに併せて市町村の総合計画、都市マスタープラン、統計書を添付して下さい。
※財団にプロデューサー等専門家のコーディネートを求めない場合は、プロデューサー等専門家候補の経歴・過去の実績等詳細が解るものを別紙添付して下さい。

②事前申請書提出期限

平成21年4月17日（金）財団必着

※当初募集に対する交付決定が補助事業数及び補助予定総額を下回ると見込まれる場合には、6月末日を締切として再度申請を受け付けます。
※期限後の提出は理由如何を問わず受け付けません。

③審査結果通知（内示）

財団は、申請書の提出があったときは、原則として財団に設置する「まちなか再生支援協力委員会」の検討を受けて、補助金の交付が適当であるか否か審査を行い、その結果を通知します。

なお、必要に応じて現地調査または関係者の来団面接を行います。

※来団面接の費用は市町村負担とします。

6 その後の手続

①コーディネートしたプロデューサー等専門家に関する情報提供

財団は、内示を受けた市町村に対しプロデューサー等専門家の情報提供を行います。

※財団にプロデューサー等専門家のコーディネートを求めない場合は行いません。
※市町村からヒアリングの上で申請内容に則した複数の専門家情報を提供します。
※市町村は、情報提供した専門家の中から適切にプロデューサー等専門家を決定します。

②プロデューサー等専門家との契約

市町村はプロデューサー等専門家と交渉し、合意した上で契約を交わします。財団は、必要に応じて契約締結の支援を行います。

※専門家チームの個々の専門家各名（各社）との間で直接契約するのか、プロデューサー1名（1社）と契約し、チームを構成する専門家はプロデューサーとの間で間接的に契約するのかは、市町村の判断に委ねます。
※プロデューサーは事業期間を通じた委託契約が求められますが、専門家チームの個々の専門家については、期間や回数を限定した契約、市町村等が運営する委員会の委員への委嘱契約等も可能です（ただし、財団が不適当としたものは除く）。
※契約の書式は自由とします。
※財団は契約に関する費用を負担しません。

③交付決定

財団は、市町村がプロデューサー等専門家との契約内容について合意に至り、業務委託等契約書案の提出があったときは、審査のうえ、適当と認められる場合には交付決定を行い、補助金交付決定通知書により申請市町村に通知します。

※原則として、業務委託等契約書案と実際に締結した業務委託等契約書が異なる場合は、交付決定を取り消します。

④モニタリング（現地委員会）

財団は、補助市町村が実施するまちなか再生事業のモニタリングを行うに当たり、必要に応じて現地で委員会を開催します。

※委員会会場の準備、現地視察の実施を市町村に協力していただきます。

※まちなか再生支援協力委員の旅費・宿泊費等の費用については財団が負担します。

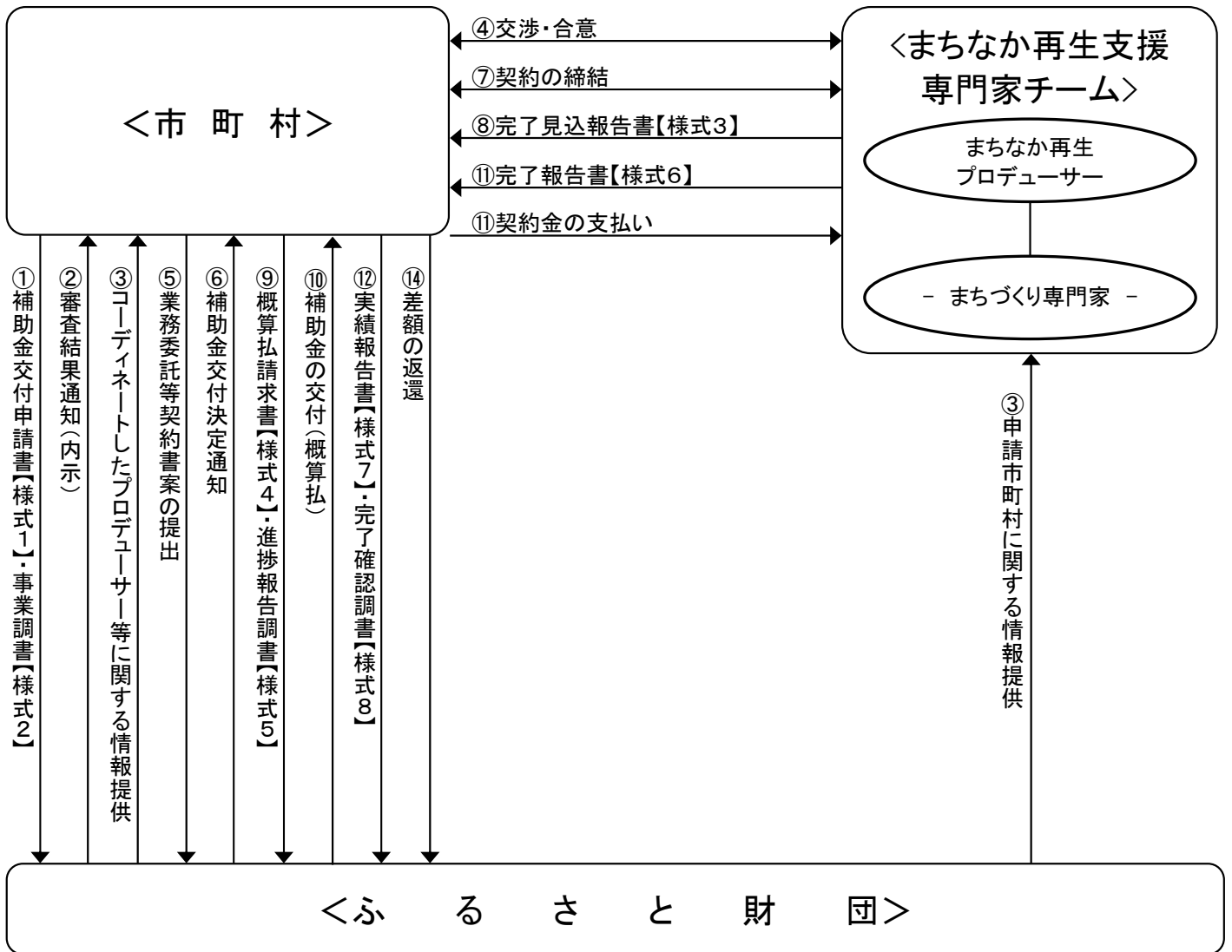
⑤レビュー（実績報告会）

財団は、補助市町村が実施するまちなか再生事業のレビューを行うに当たり、実績報告会を東京で開催します。

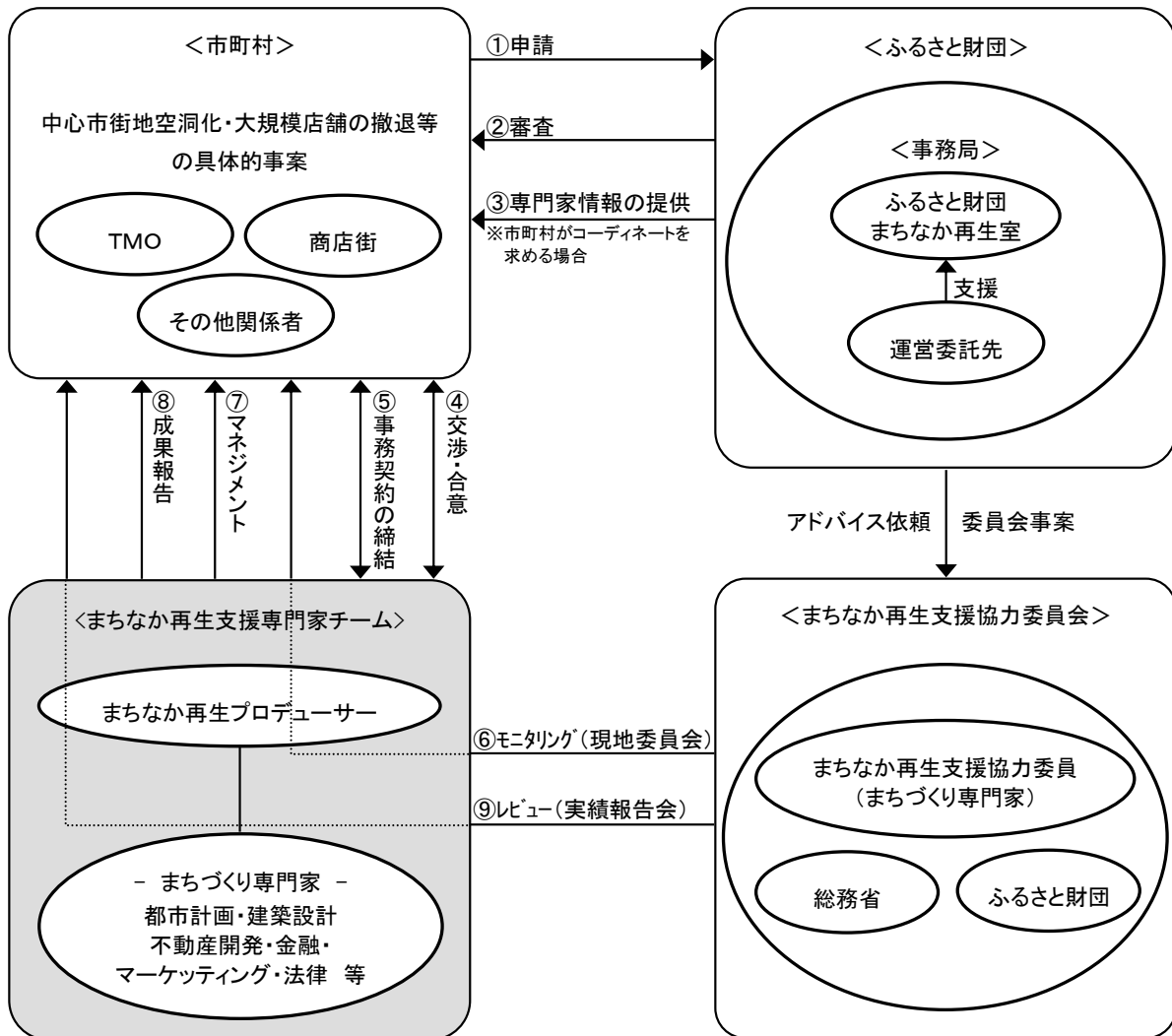
※プロデューサーと市町村担当者が出席のうえ報告していただきます。

※会場までの旅費・宿泊費については、プロデューサーと市町村担当者各1名につき財団が負担します。

○手続きフロー



○事業概念図



問合せ先 : (財)地域総合整備財団<ふるさと財団>振興部振興課
 (tel) 03-3263-5758 / (fax) 03-3263-7423
 URL : <http://www.furusato-zaidan.or.jp/>
 : <http://www.machinakasaisei.jp/>